

申請に対する処分

処 分 名	市営住宅への公募外入居の許可
根 拠 法 令	奄美市営住宅等管理条例第4条
所 管 課	建設部建築住宅課

1 審査基準

(1) 次に掲げる事由に係る者を，公募を行わずに市営住宅に入居させることができる。

ア 災害による住宅の滅失

イ 不良住宅の撤去

ウ 市営住宅の建替事業による市営住宅の除却

エ 市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業，土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第3項若しくは，第4項の規定に基づく土地区画整理事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却

オ 土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条（第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法（昭和36年法律第150号）第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却

カ 現に市営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があったこと又は既存入居者若しくは同居者が加齢，病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことにより，市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。

キ 市営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。

(2) 申請の方法

「市営住宅入居申込書」に必要書類（住民票の写し，所得証明書及び保険証写し，その他市で指定した書類）を添えて市長に提出する。

2 標準処理期間

14日